

周南市徳山中央浄化センター再構築事業 募集要項等に関する質問回答（参加資格に関する内容）（令和4年12月16日公表）

| No. | 資料   | 質問項目<br>(タイトル)      | 頁 | 対応箇所 |   |      |  | 質問  | 回答  |
|-----|------|---------------------|---|------|---|------|--|---|---|
| 1   | 募集要項 | 用語の定義<br>(協力企業)     | 1 |      |   |      |  | 協力企業が設計業務の一部を担うとした場合、協力企業で参加できると考えております。このような理解でよろしいでしょうか。  | 協力企業は、維持管理業務を担う企業として定義しています。                                    |
| 2   | 募集要項 | 用語の定義               | 1 |      |   |      |  | 構成企業とは、建設等JV又はSPCに出資を行う企業とされていますが、建設等JVを出資を要しない乙型で組成した場合、JVに入る企業全てが当該定義における構成企業となると考えてよかったですでしょうか。  | ご理解のとおりです。建設等JVを構成する企業も当該定義の構成企業ですので、記載内容を修正します。                |
| 3   | 募集要項 | 用語の定義               | 1 |      |   |      |  | 別紙1では、維持管理企業は全てSPCに出資する形にみえます。その場合、本事業における協力企業とは具体的にどのような企業が想定されますでしょうか。  | 協力企業は、維持管理業務を担うSPCから直接に業務の委託・請負をするが、SPCには出資しない企業です。別紙1の図を修正します。 |
| 4   | 募集要項 | 用語の定義               | 1 |      |   |      |  | 「建設等」と標記がある項目が「建設等JV」かと思えます。建設等JVは、乙型での組成も可能と考えてよかったですでしょうか。（実施方針（案）質問回答No.175で同様の質問があり、募集要項等に示す旨の回答を頂いておりますが、内容が確認できなかったための質問です）   | 建設等JVの組成にあたり、甲型又は乙型については、事業者の任意であり、乙型の組成も可能です。                  |
| 5   | 募集要項 | 用語の定義               | 1 |      |   |      |  | 「協力企業」はSPCから委託・請負を行う企業と定義されていますが、建設工事において建設等JVから請負をする企業は「協力企業」ではなく、「再委託企業」という理解で良いでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 6   | 募集要項 | 用語の定義               | 1 |      |   |      |  | 構成企業の定義として、「建設等JV又はSPCに出資を行う企業」とありますが、<br>①：建設等JVを構成する企業<br>②：SPCに出資をする企業<br>との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。記載内容を修正します。   |
| 7   | 募集要項 | 用語の定義               | 1 |      |   |      |  | 協力企業の定義として、「SPCから直接に業務の委託・請負をするが、SPCには出資しない企業」とされており、維持管理を担う企業はSPCへの出資が条件となっておりますので、協力企業とは、例えば植栽管理や消防設備点検等の維持管理期間中に再委託する業務を行う企業との理解でよろしいでしょうか。  | SPCに出資をしていない企業で、維持管理業務の一部を直接にSPCから受託する企業を協力企業とします。              |
| 8   | 募集要項 | 本書の位置づけ             | 3 | 第1   |   |      |  | 「募集要項等と実施方針（案）、実施方針及び実施方針（修正版）並びに令和4年8月に公表した要求水準書（案）に関する質問・意見への回答に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。」とありますが、既に公表された実施方針（案）、実施方針、令和4年8月に公表した要求水準書（案）に対する質問回答についても、本事業の条件を構成する書類となると考えてよかったですでしょうか。 | ご理解のとおりです。  |
| 9   | 募集要項 | 事業者の募集・選定スケジュール(予定) | 7 | 第3   | 3 | 表3.1 |  | 質問受付期間が12月2日までとなっておりますが、資料の配付が11月25日まで、現地見学と資料の閲覧が12月27日までとなっていることを踏まえ、これらの内容をもとに質問したい内容も想定されることから、質問期間を延長又は追加していただくことは可能でしょうか。   | 質問受付期間を延長・追加する予定はありません。懸案事項は競争的対話の中でご確認いただくことを想定しています。          |
| 10  | 募集要項 | 事業者の募集・選定スケジュール(予定) | 7 | 第3   | 3 | 表3.1 |  | 募集要項等(参加資格以外の内容)の質問回答から二次審査提案書提出締め切りまで約5か月間ありますが、資料の配付が11月25日まで、現地見学と資料の閲覧が12月27日までであることから、質問期間を延長していただくことは可能でしょうか。   | No. 9の回答をご参照ください。   |

| No. | 資料   | 質問項目<br>(タイトル)      | 頁 | 対応箇所 |   |      |  | 質問  | 回答   |
|-----|------|---------------------|---|------|---|------|--|---|--|
| 11  | 募集要項 | 事業者の募集・選定スケジュール(予定) | 7 | 第3   | 3 | 表3.1 |  | 表3.1 事業者の募集・選定スケジュール(予定)において、募集要項等に関する質問受付期間が11月15日～12月2日と設定されております。この段階では要求水準書(案)であり、正式な要求水準書が公表された後に、改めて質問受付期間が設定されるという理解でよろしいでしょうか。  | No.9の回答をご参照ください。   |
| 12  | 募集要項 | 事業者の募集・選定スケジュール(予定) | 7 | 第3   | 3 |      |  | 募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容)の回答日がR5/1/31となっています。競争的対話が2月初旬から始まるため、質問回答を数回に分けてでも良いので、質問回答を早期に対応検討お願い出来ないでしょうか。(資料の種類毎(募集要項、要求水準(案)等)に先行回答願います。)  | できるだけ早期に回答するように対応します。  |
| 13  | 募集要項 | 事業者の募集・選定スケジュール(予定) | 7 | 第3   | 3 |      |  | 表3.1の事業者の募集・選定スケジュールによると、募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容)が1回となっています。競争的対話において、技術提案に関わらない公表資料に関する質問は受付けていただけるのでしょうか。この場合、公平性を期すために、技術提案に関わらない公表資料に関する質問回答は、応募者の全社に通知により開示されると理解してよろしいでしょうか(募集要項P.17の10項の(3)による。)                     | ご理解のとおりです。競争的対話において、技術提案に関わらない公表資料に関する確認等を議題とすることも可能です。また、公平性の観点から、応募者全員に周知すべき内容と市が判断した場合は、各応募者に通知します。               |
| 14  | 募集要項 | 代表企業                | 8 | 第4   | 1 | (2)  |  | 「応募者は、構成企業の中から代表企業を定め・・・」とありますが、「①応募者の代表企業」と「②建設等JVの代表企業」は同一である必要はないという理解でよいでしょうか。応募者の代表企業のSPCの株式保有割合は100分の50を超える必要があるため、例えば①を維持管理企業とした場合に、当該企業が②を兼ねることは実質的に困難です。①②を同一の企業とするか、それぞれ別の企業にするかについては応募者の裁量にさせていただきます。ご配慮をお願いします。 | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、前段の回答のとおり応募者の裁量ですが、代表企業の担当業務は問いません。  |
| 15  | 募集要項 | 参加資格要件              | 8 | 第4   | 1 | (3)  |  | 「応募者は、構成企業の中から代表企業を定め」とありますが、代表企業の監理技術者は、「設計・建設期間」の最初から専任での配置を求められるでしょうか。   | 代表企業の担当業務は応募者の任意としており、代表企業は必ずしも建設企業でなくても構いません。建設業務の各業種の監理技術者については、「設計・建設期間」の最初から専任での配置をお願いします。                       |
| 16  | 募集要項 | 建設等JV               | 8 | 第4   | 1 | (4)  |  | 建設等JVの組成にあたり、「甲型」または「乙型」の構成については、事業者の任意で構わないという理解でよいでしょうか。実施方針(案)に関する質問回答No.174等においては「募集要項等に示します」と回答がありましたが、今回の募集要項等に記載がないようでしたので質問させていただきました。  | ご理解のとおりです。   |
| 17  | 募集要項 | 応募者の構成              | 8 | 第4   | 1 | (4)  |  | 「ただし、再委託企業は、参加表明書の提出時点で特定している必要はなく、参加表明書の提出後も市の承諾を得た場合は追加及び変更が可能である」との記載がありますが、提示されている様式では再委託企業を記載する欄がないため、参加表明書の提出後に追加・変更が発生することはないかと思えます。ただし書きで記載されている参加表明書の提出後に追加・変更が可能とは何を指しているのかご教示下さい。                                | 再委託企業が参加表明書時点で決まっている場合は、様式8_応募者グループ構成企業・協力企業一覧に再委託企業として参画する企業も記載可能とし、様式を修正します。なお、様式8に記載の再委託企業は、参加表明書の提出後に追加・変更が可能です。 |
| 18  | 募集要項 | 再委託企業               | 8 | 第4   | 1 | (4)  |  | 再委託企業は、参加表明書の提出時点でお示しする必要はないという理解でよいでしょうか。再委託企業の多くは事業開始後に選定すること、また参加表明書の様式に再委託企業を記載する項目がないため、上述の理解でよいと思いますが確認のため質問させていただきました。また「参加表明書の提出後も市の承諾を得た場合は追加及び変更が可能である。」とありますが、こちらについても承諾を得る必要はないという理解でよろしいでしょうか。                 | No.17の回答をご参照ください。  |

| No. | 資料   | 質問項目<br>(タイトル)  | 頁 | 対応箇所 |   |     |  | 質問   | 回答  |
|-----|------|-----------------|---|------|---|-----|--|--|---|
| 19  | 募集要項 | 応募者の構成          | 8 | 第4   | 1 | (4) |  | 応募者は、参加表明の提出時に、協力企業の企業名及び携わる業務及び工事について明らかにすることを要求されていますが、「協力企業」の定義によると、SPCから直接に業務の委託・請負をするとのことですので、維持管理業務(SPC)においてのみ明らかにする必要があるとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 20  | 募集要項 | 応募者の構成          | 8 | 第4   | 1 | (4) |  | 参加表明の提出時に、建設等JVにおいても協力企業を明らかにする必要があるとすれば、各工種(土木・建築・機械・電気)で必要となるのでしょうか。   | No. 19の回答をご参照ください。協力企業は、あくまでも維持管理業務(SPC)における定義とご理解ください。                             |
| 21  | 募集要項 | 代表企業の定義         | 8 | 第4   | 1 | (5) |  | 設計企業及び建設企業が複数の企業の場合、基本契約の締結後に建設等JVを結成することとありますが、「応募者の代表企業」と「建設等JVの代表企業」は同一である必要はないと考えて宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 22  | 募集要項 | 応募者の構成          | 8 | 第4   | 1 | (5) |  | 「基本協定締結後に建設等JVを結成すること」と記載があり、7月22日に公表された実施方針(案)に関する質問回答No. 174では「乙型JVについては、募集要項等に示す」とあります。本事業では甲型、乙型については、事業者の任意に決めて良いとの理解でよろしいでしょうか。  | No. 4の回答をご参照ください。   |
| 23  | 募集要項 | 応募者の構成          | 8 | 第4   | 1 | (5) |  | 建設等JVの結成について、『令和4年7月22日公表の実施方針、実施方針(案)に関する質問回答』にて「周南市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱要領」に準拠する旨の記載を削除されましたが、乙型JV(分担施工方式)も認められるとの理解でよろしいでしょうか。   | No. 4の回答をご参照ください。   |
| 24  | 募集要項 | 応募者の構成          | 8 | 第4   | 1 | (6) |  | 「代表企業の変更は認めない。」とありますが、実施方針に関する質問回答のNo. 37には「基本協定・基本契約を代表として契約締結する応募の代表と設計・建設工事請負契約を代表として締結するJVの代表は異なる事業者が担うことができる」とあります。そのため、本項目における代表者とは、基本協定・基本契約を締結する企業ととらえ、設計・建設工事請負契約を代表として締結するJVの代表とは異なる企業でもよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。当該部分の「代表企業の変更は認めない。」は、あくまでも基本協定・基本契約を締結する代表企業(応募者の代表)であり、建設等JVの代表とは異なります。 |
| 25  | 募集要項 | 応募者の構成          | 8 | 第4   | 1 | (6) |  | 「代表者の変更は認めない」とありますが、9月2日に公表された実施方針に関する質問回答のNo. 37には「基本協定・基本契約を代表として契約締結する応募の代表と設計・建設工事請負契約を代表として締結するJVの代表は異なる事業者が担うことができる」とありますので、この項目で規定されている代表者とは基本協定・基本契約を締結する企業の変更は認めないとの理解でよろしいでしょうか。                   | No. 24の回答をご参照ください。  |
| 26  | 募集要項 | 参加資格要件          | 8 | 第4   | 1 | (7) |  | 構成企業または協力企業が、募集条項第4の2.(5)記載「指名停止の措置を市から受けている者又は受けることが明らかである者」となる可能性が生じた、あるいはなくなったことを理由に、応募者全体が失格となることを回避する目的で当該構成企業又は協力企業の変更を求めた場合は、市は「やむを得ない事情」としてその変更を認める、との認識で宜しいでしょうか。                                   | 「やむを得ない事情」は応募者に起因するものであるため、ご相談に応じて市が判断します。  |
| 27  | 募集要項 | 構成企業及び協力企業の追加   | 8 | 第4   | 1 | (7) |  | 参加表明書の提出後、より良い提案を行うため、構成企業及び協力企業を追加することは可能でしょうか。   | 参加表明提出後の構成企業及び協力企業の追加は、原則として認めません。  |
| 28  | 募集要項 | 応募者の備えるべき参加資格要件 | 8 | 第4   | 1 |     |  | 建設等JVの結成にあたり、乙型JVによる結成としても差し支えないとの理解でよろしいでしょうか。  | No. 4の回答をご参照ください。   |

| No. | 資料   | 質問項目<br>(タイトル) | 頁 | 対応箇所 |   |     |       | 質問  | 回答  |
|-----|------|----------------|---|------|---|-----|-------|---|---|
| 29  | 募集要項 | 参加資格要件         | 9 | 第4   | 2 | (5) |       | 参加資格要件について、「参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、・・・」と記載ありますが、「参加表明書の提出の日から提案書類提出までの間において・・・」に見直していただけないでしょうか。参加資格要件とは、入札に参加する者の資格を定めるものと認識しており、その充足を求める期間として充分であると思われま   | 原案のとおりとします。提案書提出から契約締結までの期間においても、参加資格要件は具備する必要があります。  |
| 30  | 募集要項 | 参加資格要件         | 9 | 第4   | 2 | (5) |       | 指名停止事項の中には、不慮の事故等不可避的な事象など幅広い事象が規定されているため、構成企業及び協力企業全社の指名停止措置を対象にするのではなく、代表企業のみに限定（他の案件では代表企業に限定しているケースもございます）して判断頂くようご配慮いただけないでしょうか。   | 原案のとおりとします。なお、募集要項の第4_1_(7)に記載のとおり、市がやむを得ない事情と認めた場合、代表企業を除く構成企業又は協力企業の変更を認めることがあります。                          |
| 31  | 募集要項 | 設計企業           | 9 | 第4   | 3 | (1) | ① (ア) | (7)「同等の要件」とありますが、同等の要件の内容についてご教示願います。   | 参加表明書の提出日において、「周南市競争入札参加資格者名簿」の「測量・建設コンサルタント等」に登録されていない場合は、当該資格と同等の要件を満たしていれば良いものとします。具体的な提出書類は、ホームページに開示します。 |
| 32  | 募集要項 | 同等の要件          | 9 | 第4   | 3 | (1) | ① (ア) | 同等の要件を有することができる書類とは具体的に何を提出すれば宜しいのかご教示をお願いします。  | No. 31の回答をご参照ください。  |
| 33  | 募集要項 | 設計企業の資格要件      | 9 | 第4   | 3 | (1) | ① (ウ) | ここで、「技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））あるいは社団法人建設コンサルタント協会が付与するシビルコンサルティングマネージャー（下水道）」とは、「技術士（総合技術監理部門（下水道）あるいは技術士（上下水道部門（下水道））あるいはシビルコンサルティングマネージャー（下水道）」と理解してよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 34  | 募集要項 | 設計企業の資格要件      | 9 | 第4   | 3 | (1) | ① (エ) | (エ)及び(ウ)より、担当技術者についても、技術士（総合技術監理部門（下水道）あるいは技術士（上下水道部門（下水道））あるいはRCGM（下水道）の資格が求められると理解します。この資格が求められる担当技術者は、要求水準書（案）P26に示される土木、建築、建築機械、建築電気、機械、電気の全てが対象となるでしょうか。その場合、建築では一級建築士、建築機械、建築電気では一級建築士または建築設備士のいずれかとも認めて頂いた方が、より現実的な技術者配置となり、本事業の品質確保に寄与するものと思いがいかがでしょうか。 | ご指摘を踏まえ、設計企業の資格要件について、記載内容を修正します。   |
| 35  | 募集要項 | 設計企業           | 9 | 第4   | 3 | (1) | ①     | ①「複数のJV構成員」とありますが、複数の構成企業において実施する場合には、(2)建設企業とのJVで実施することは可能と考えます。このような理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 36  | 募集要項 | 設計企業           | 9 | 第4   | 3 | (1) | ①     | ①「複数のJV構成員」とありますが、一部の業務（建築設計の一部）を協力企業で実施する場合にはJVの組成は必要ないと考えます。このような理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 37  | 募集要項 | 設計企業の応募資格要件    | 9 | 第4   | 3 | (1) | ①     | 「(ア)に掲げる資格要件は全てのJV構成員が満たすこと。」とあり、設計企業はコンサルタント企業に実質限定されます。一方で、DB0において民間ノウハウを発揮するためには、建設企業が設計業務に関与することが必要であり、具体的には設計企業と建設企業が役割分担をして設計業務を行うことが妥当かと思います。上記を鑑み、「複数のJV構成員で設計業務を分担する場合は、いずれか1社のJV構成員が(ア)～(カ)までに掲げる資格要件を満たせばよい」と変更いただけませんか。                             | 原案のとおりとします。なお、設計企業と建設企業の間で協議を行う等の役割分担をすることを妨げるものではありませんが、設計業務はあくまでも設計企業の参加資格要件を具備した者の責任の下で実施してください。           |

| No. | 資料   | 質問項目<br>(タイトル)  | 頁  | 対応箇所 |   |     |   | 質問   | 回答   |
|-----|------|-----------------|----|------|---|-----|---|--|--|
| 38  | 募集要項 | 設計企業            | 9  | 第4   | 3 | (1) |   | 設計企業はP.5(1)設計・建設業務のうち②の業務を実施する企業であり、その他の①については、建設企業が実施できると考えております。このような理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 39  | 募集要項 | 応募資格要件          | 9  | 第4   | 3 | (2) | ⑩ | 「いずれか1社のJV構成員が、担当する工事業務に掲げる全ての参加資格要件を満たし」ておれば、その他の構成員(JVサブ)の資格要件は特に何も無いのでしょうか。また、その場合その他の構成員が提出すべき様式等はいかがでしょうか。  | ご指摘を踏まえ、建設企業の資格要件について、記載内容を修正します。  |
| 40  | 募集要項 | 応募資格要件          | 9  | 第4   | 3 |     |   | 応募者の構成企業に求められている実績として「過去10年間」という期間を設定されていますが、当該事業と同種の工事を多く発注している日本下水道事業団等の応募条件に従い15年間にして頂けないでしょうか。   | ご指摘を踏まえ、記載内容を修正します。  |
| 41  | 募集要項 | 応募者の備えるべき参加資格要件 | 10 | 第4   | 3 | (2) | ③ | 建設企業のJVの場合、構成企業との出資比率の縛りは無いという理解で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 42  | 募集要項 | 各業務における応募資格要件   | 10 | 第4   | 3 | (2) | ③ | 建設企業又はJV構成員は、担当する工事業務の他水道施設工事業の特定建設業許可を有しているとの理解で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 43  | 募集要項 | 参加資格要件          | 10 | 第4   | 3 | (2) | ④ | 建設企業で機械設備工事を担当する企業の監理技術者は、「水道施設」又は「機械器具設置」のどちらかの資格を保有していれば、参加可能でしょうか。  | 「機械器具設置」の資格保有とします。   |
| 44  | 募集要項 | 建設企業            | 10 | 第4   | 3 | (2) | ④ | 「監理技術者又は主任技術者を専任で配置する」とありますが、監理技術者について、特別な条件(経験年数等)はないとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 45  | 募集要項 | 応募者の備えるべき参加資格要件 | 10 | 第4   | 3 | (2) | ④ | 建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置とありますが、参加申請から設計・建設着手迄の期間が長い為、参加資格時の配置予定技術者の変更は可能でしょうか。要求水準書(案)の質問回答の119番で本市の工事監理ルールに従い、監理技術者の途中交代を認めます。とありますが、本市のルールの内容をご教示願います。 | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、「①監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合」「②受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工事が延期された場合」「③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事現場が移行する場合」「④一つの契約工期が多年に及ぶ場合」のみ認めます。 |
| 46  | 募集要項 | 応募者の備えるべき参加資格要件 | 10 | 第4   | 3 | (2) | ④ | 建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置とありますが、工事着手から工事完了まで期間が長い為、配置予定技術者の変更は可能でしょうか。ご教示願います。  | No. 45の回答をご参照ください。   |
| 47  | 募集要項 | 配置技術者           | 10 | 第4   | 3 | (2) | ④ | 「JV構成員1社が複数の業種を担当する場合は、担当業種に係る配置技術者をそれぞれ専任で配置すること」とありますが、担当業種に係る『工事期間において』配置技術者を専任で配置するとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 48  | 募集要項 | 建設企業            | 10 | 第4   | 3 | (2) | ④ | 建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。とありますが、配置技術者に関しては施工実績はないと考えてよろしいでしょうか。また、監理技術者等としての専任期間については各工種毎の施工期間との理解でよろしいでしょうか。  | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、No. 47の回答をご参照ください。   |
| 49  | 募集要項 | 建設企業            | 10 | 第4   | 3 | (2) | ④ | 担当業種に係る配置技術者をそれぞれ専任で配置すること、とありますが、1級土木施工管理技士等、1級建築施工管理技士等の資格を配置予定技術者1名が両方もも所有していた場合、配置予定技術者はその1名のみで条件を満足するかと考えてよろしいでしょうか。                                  | ご理解のとおりです。   |

| No. | 資料   | 質問項目<br>(タイトル)         | 頁  | 対応箇所 |   |     |   | 質問  | 回答  |
|-----|------|------------------------|----|------|---|-----|---|---|---|
| 50  | 募集要項 | 有資格者内容の<br>確認<br>兼務の有無 | 10 | 第4   | 3 | (2) | ④ | 建設企業における「建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。また、JV構成員1社が複数の業種を担当する場合は、担当業種に係る配置技術者をそれぞれ専任で配置すること」との記載がありますが、業種は「機械器具設置業」、「電気工事業」、「土木工事業」、「建築工事業」及び「水道施設工事業」とし、各業種ごとの監理技術者証などの有資格者を専任にて配置が必要でしょうか。また、1社が複数の業種を担当する場合の技術者は、その技術者が複数の監理技術者資格を保有している場合は、兼任できると判断してよろしいでしょうか。 | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、No. 49の回答をご参照ください。  |
| 51  | 募集要項 | 各業務における<br>応募資格要件      | 10 | 第4   | 3 | (2) | ④ | 監理技術者は製作期間・工事期間で分けて配置することは可能でしょうか。  | ご理解のとおりです。ただし、それぞれの期間が事前に明確にされている必要があります。<br>※要求水準（案）に関する質問回答No119                    |
| 52  | 募集要項 | 参加資格要件                 | 10 | 第4   | 3 | (2) | ④ | 「担当業種に係る配置技術者をそれぞれ専任で配置すること」の記載がありますが、本件は設計・建設期間が約8年間と長期になります。一般の下水道工事同様に設計・機器製作期間と建設期間の配置技術者を分けて配置することは可能でしょうか。  | No. 51の回答をご参照ください。  |
| 53  | 募集要項 | 建設企業の応募<br>資格要件        | 10 | 第4   | 3 | (2) | ④ | 「監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。」とありますが、機械工事と電気工事の監理技術者又は主任技術者は機器製作期間と現地工事期間に分割でき、専任の必要があるのは現地工事期間のみという理解でよいでしょうか。要求水準書（案）に関する質問回答No. 119にご回答いただいているので念のための確認になります。また参加表明に関する様式10-2-3および様式10-2-4については、機器製作期間と現地工事期間のそれぞれの配置予定技術者を記載するという理解でよろしいでしょうか。                       | 前段については、No. 51の回答をご参照ください。後段については、ご理解のとおりです。  |
| 54  | 募集要項 | 建設企業の応募<br>資格要件        | 10 | 第4   | 3 | (2) | ④ | 「監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。」とありますが、応募資格要件上は左記の配置技術者の実績要件はないという理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 55  | 募集要項 | 配置予定技術者の<br>要件について     | 10 | 第4   | 3 | (2) | ④ | 配置する監理技術者又は主任技術者の要件をご教示下さい。   | No. 54の回答をご参照ください。  |
| 56  | 募集要項 | 施工実績について               | 11 | 第4   | 3 | (2) | ⑥ | 建築工事に係る企業、技術者の施工実績は不問という認識で宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 57  | 募集要項 | 応募者の備える<br>べき参加資格要件    | 11 | 第4   | 3 | (2) | ⑥ | 建設企業の応募要件として過去10年間の施工実績（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）とされておりますが、国交省発注工事の場合は過去15年間の施工実績（共同企業体での実績は出資比率20%以上）とされるケースが一般的と考えます。参加者を広く募るためにも国交省と同等の参加要件の検討をお願いいたします。  | No. 40の回答をご参照ください。  |
| 58  | 募集要項 | 参加資格要件                 | 11 | 第4   | 3 | (2) | ⑦ | 機械工事の実績は、CORINSの登録上、「水道施設」又は「機械器具設置」の、どちらでもよろしいでしょうか。   | No. 43の回答をご参照ください。  |
| 59  | 募集要項 | 建設企業の応募<br>資格要件        | 11 | 第4   | 3 | (2) | ⑦ | 「水処理設備（主要設備）の施工実績」とありますが、主要設備とは、最初沈殿池、反応槽、最終沈殿池のいずれかの主要設備（掻寄機、散気装置、送風機等）という理解でよいでしょうか。  | 最初沈殿池から最終沈殿池までの一体的なものを想定しています。ただし、設備一式でなくとも、応募者側で示される実績や根拠に応じて、参加資格を満たすかどうかを個別に判断します。 |
| 60  | 募集要項 | 応募資格要件                 | 11 | 第4   | 3 | (2) | ⑦ | 「水処理設備（主要設備）の施工実績を有していること」とありますが、この主要設備とは、・最初沈殿池汚泥掻き寄せ機・散気装置・終沈汚泥掻き寄せ機のことでしょうか。また、求められる主要設備の実績は、最初沈殿池～最終沈殿池までの設備一式との理解でよろしいでしょうか。   | No. 59の回答を参照ください。   |

| No. | 資料   | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |   |     |   | 質問   | 回答                                       |
|-----|------|----------------|----|------|---|-----|---|--|--|
| 61  | 募集要項 | 工事実績の内容        | 11 | 第4   | 3 | (2) | ⑦ | 「機械工事について本業務を担当する企業は～新設工事のみでなく、増設工事及び再構築工事も実績として認める。」との記載がありますが、更新工事は実績として認められるのでしょうか。   | ご理解のとおりです。                               |
| 62  | 募集要項 | 提案書類提出         | 11 | 第4   | 3 | (2) | ⑩ | 「複数のJV構成員で一つの工事業務を担当する場合は、いずれか1社のJV構成員が担当する工事業務に掲げる全ての参加資格要件を満たすこと」とありますが、この場合ほかのJV構成員の資料提出は不要との理解でよろしいでしょうか。  | そのような場合であっても、参加表明に関する様式のうち必要な書類はご提出ください。 |
| 63  | 募集要項 | 参加資格要件         | 11 | 第4   | 3 | (2) | ⑩ | 「複数のJV構成員で一つの工事業務を担当する」の一つの工事業務とは、土木工事、機械工事、電気工事などのそれぞれを指し、例えば電気工事を担当する企業は、①、②、③、④、⑧、⑨の参加資格要件を満たすことが必要と理解すればよいか。   | ご理解のとおりです。                               |
| 64  | 募集要項 | 参加資格要件         | 10 | 第4   | 3 | (2) |   | 建設企業の応募資格要件として、過去10年間の施工実績との記載がありますが、同等規模以上であれば過去15年間の施工実績についても認めていただけないでしょうか。ご検討願います。   | No. 40の回答をご参照ください。                       |
| 65  | 募集要項 | 建設企業の参加資格要件    | 10 | 第4   | 3 | (2) |   | 建設工事に関わる配置技術者について、技術者個人の施工実績の条件は特に記載されておりませんが、優先交渉権者選定基準、6頁別表の「4-1 担当者の実績」で当該技術者が配置技術者として妥当であるかが評価されるという理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。                               |
| 66  | 募集要項 | 維持管理企業の応募資格要件  | 11 | 第4   | 3 | (3) | ③ | 「完了した実績を有していること。」とありますが、現時点において複数年契約の期間中の実績は認められない、という理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。                               |
| 67  | 募集要項 | 各業務における応募資格要件  | 11 | 第4   | 3 | (3) |   | 複数の構成企業又は協力企業で維持管理業務を分担する場合は全ての維持管理担当企業が本施設に常駐する必要は無いという理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。                               |
| 68  | 募集要項 | 参加資格確認基準日      | 12 | 第4   | 3 | (4) |   | 「参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。」とあります。一方で、p.8第4.1_(7)には、「やむを得ない事情があると市認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業又は協力企業の変更を認めるものとする。」とあります。したがって、参加資格要件確認後、契約締結までの期間に代表企業を除く構成企業又は協力企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、貴市了承をいただくことを前提に当該構成企業又は協力企業を変更した応募者は失格にならないという理解でよろしいでしょうか。なお、実施方針(案)の質問回答No.226に同様の質問があり、「詳細は、募集要項等に示します。」とありますが、詳細の記載がないため質問させていただきました。 | ご理解のとおりです。併せて、No. 26の回答をご参照ください。         |
| 69  | 募集要項 | 現地見学について       | 14 | 第5   | 5 |     |   | 現地見学時に流入水の採水を行うことは可能でしょうか。   | 不可です。配付DVDに格納されている運転データをご参照ください。         |
| 70  | 募集要項 | 資料閲覧と現地見学会について | 15 | 第5   | 6 |     |   | 「募集要項等に関する質問への回答は参加資格に関する質問は令和4年12月28日(水)までに、参加資格以外に関する質問は、令和5年1月31日(火)までに、市ホームページにおいて公表する予定」とありますが、資料閲覧や現地見学の機会を質問回答後に再度設けられないでしょうか。  | 資料閲覧や現地見学の機会は、再度設けることを検討します。             |

| No. | 資料   | 質問項目<br>(タイトル) | 頁   | 対応箇所 |   |     |    | 質問  | 回答  |
|-----|------|----------------|-----|------|---|-----|----|---|---|
| 71  | 募集要項 | 参加表明書の受付       | 16  | 第5   | 8 | (1) | ①  | 一次審査受付期間が令和5年1月10日～17日と設定されております。一方で募集要項に関する質問回答（参加資格に関する内容）が令和4年12月中旬～下旬のなっております。募集要項では監理技術者および主任技術者の具体的要件が記載されていないため、具体的要件を含む回答が12月下旬であった場合、技術者選定の時間が十分でない可能性もございます。回答の前倒しもしくは一次審査受付期間の延長をご検討下さい。 | 一次審査受付期間を2月14日～21日に、一次審査結果通知を3月初旬に、競争的対話開始を3月中旬に変更します。スケジュール変更に伴って、記載内容を修正します。                |
| 72  | 募集要項 | 応募手続き等         | 16  | 第5   | 8 | (1) | ④⑤ | 「使用印鑑届」は「様式7」の委任状を提出する企業全てが提出し、様式7の委任はその使用印を押印するのでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 73  | 募集要項 | 応募手続き等         | 16  | 第5   | 8 | (1) | ④⑤ | 「会社概要」は企業のパンフレットでよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 74  | 募集要項 | 応募手続き等         | 16  | 第5   | 8 | (1) | ④⑤ | 「営業経歴書」は経営事項審査時に使用した「工事経歴書」で良いでしょうか。また、直近3か年の貸借対照表及び損益計算書以外にも提出する資料はありますでしょうか。  | ご理解のとおりです。各事業年度において受注した実績を確認できる工事経歴書で構いません。   |
| 75  | 募集要項 | 配置技術者          | 16  | 第5   | 8 | (1) | ④⑤ | 様式10（配置予定技術者の資格及び実績）について、参加表明書提出から配置技術者の配置が必要な工事までの期間が長い場合、当該業務を実施する技術者の確定が難しい場合は、配置が可能な複数人の様式10の提出し、その複数人の中から当該業務を実施する技術者の配置は認められるでしょうか。   | 認めることとします。ただし、当該技術者の実績評価においては、複数名のうち最も低い評価点を採用する予定です。   |
| 76  | 募集要項 | 応募者の構成等        | 別紙1 | ※2   |   |     |    | 「代表企業の担当業務は問わない」とありますが、例えば維持管理企業が代表企業となった場合、当該維持管理企業が建設JVの代表者になるという理解で良いでしょうか。  | 維持管理企業が代表企業となった場合であっても、当該企業が設計・建設企業の参加資格要件を具備していない場合は、建設業務に参画することはできず、建設等JVの代表企業になることはできません。  |
| 77  | 募集要項 | 応募者の構成等        | 別紙1 | ※4   |   |     |    | 「『維持管理企業』及び『建設等JV』に出資する企業のうち少なくとも1社は、必ずSPCに出資するものとし、その他の構成企業の出資については任意とする」とありますが、建設等JVの代表が構成員かは任意との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。建設等JVの代表企業である必要はありませんが、建設等JVを構成する企業のうち少なくとも1社は出資してください。ただし、設計企業のみがSPCに出資することは認めません。 |
| 78  | 募集要項 | 応募者の構成等        | 別紙1 |      |   |     |    | 応募者構成企業、建設等JV、SPCの各段階において代表企業は同一でなくても良いという考えでよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 79  | 募集要項 | 応募者の構成等        | 別紙1 |      |   |     |    | <応募者構成企業>の（代表企業）と、<建設等JV>を纏める（構成企業）と<維持管理SPC>の（代表企業）が、全て異なっても問題無いと考えてよろしいでしょうか。   | No. 78の回答をご参照ください。  |
| 80  | 募集要項 | 応募者の構成等        | 別紙1 |      |   |     |    | <応募者グループ構成企業>、<建設等JV>、<SPC>の各代表企業を、異なる3社とすることは可能との理解で宜しいでしょうか。  | No. 78の回答をご参照ください。  |
| 81  | 募集要項 | 応募者の構成等        | 別紙1 |      |   |     |    | 別紙1で建設等JVに出資する企業（少なくとも1社は出資）とありますが、SPCの業務を担う企業は建設等JVに出資しなくてもSPCの協力企業で良いとの理解で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 82  | 募集要項 | 応募者の構成等        | 別紙1 |      |   |     |    | ①応募者構成企業の代表企業、②建設等JVの代表企業、③SPCの代表企業は、①②③が同一である必要はないと理解してよろしいでしょうか。  | No. 78の回答をご参照ください。  |
| 83  | 募集要項 | 応募者の構成等        | 別紙1 |      |   |     |    | 乙型JV（分担施工方式）での建設工事契約も可能であるとの理解で宜しいでしょうか。土建・機械・電気・設計の各業種を異なる企業で担当する乙型JVでの応募を検討していますが、自社がノウハウを持たない業種リスクの出資比率に応じた負担や、異工種JVの実務運用の面で実態に合わないと考えます。  | No. 4の回答をご参照ください。   |



| No. | 資料       | 質問項目<br>(タイトル) | 頁   | 対応箇所 |   |   |   | 質問  | 回答   |  |
|-----|----------|----------------|-----|------|---|---|---|---|--|--|
| 84  | 募集要項     | 応募者の構成等        | 別紙1 |      |   |   |   | 建設等JVの結成にあたり、甲型、乙型の構成について、事業者の任意によるかどうかは、実施方針（案）に関する質問回答（令和4年7月22日公表）No.177によると、「募集要項等に示します。」と記載があります。「周南市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱要領」に準拠する旨の記載がされていることより、乙型JVの構成が可能であるとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 4の回答をご参照ください。  |  |
| 85  | 募集要項     | 応募者の構成等        | 別紙1 |      |   |   |   | ※3に「設計業務の一部」とありますが、建築設計の主体を設計業務の一部として委託することは可能と考えております。このような理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりですが、建築士法第24条の3第2項などの再委託の制限に係る関係法令は遵守してください。   |  |
| 86  | 募集要項     | 応募者の構成等        | 別紙1 |      |   |   |   | ※4に「構成企業の出資については任意」とありますが、設計企業は本図に示される図式ではSPCへ出資できないと考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。   | 設計企業が構成企業として参画するのであれば、出資は可能であるため、図を修正します。併せて、No. 77の回答をご参照ください。  |  |
| 87  | 募集要項     | 応募者の構成等        | 別紙1 |      |   |   |   | ※4に建設等JVに出資する企業との記載がありますが、乙型の場合はJVへの出資はありませんので、建設等JVを構成する企業との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |  |
| 88  | 募集要項     | その他            |     |      |   |   |   | 基本協定締結に至らなかった場合の違約金等について記載がございませんが、基本協定締結に至らなかった場合の違約金は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりですが、優先交渉権者決定後直ちに基本協定書を締結することから、本質問の内容が起こる可能性は極めて低いものと考えます。  |  |
| 89  | 要求水準書(案) | 現場代理人          | 29  | 3章   | 3 | 3 | 2 | 3)  | 「現場代理人を1名配置すること」とありますが、現場代理人は専任の必要はないという理解でよろしいでしょうか。<br>(参加資格に関する質問のため、12/28までにご回答いただきたくお願いします。)  | 現場代理人は、契約約款により現場常駐（専任）が義務づけられますが、「工事現場が不稼働であることが明確である期間」は現場常駐を要しません。 |
| 90  | 要求水準書(案) | 現場代理人          | 29  | 3章   | 3 | 3 | 2 | 3)  | 「現場代理人を1名配置すること」とありますが、設計・建設工事請負契約（案）第10条および第10条の2より、設計期間は管理技術者を配置し、建設期間は現場代理人を配置するという理解でよいでしょうか。<br>(参加資格に関する質問のため、12/28までにご回答いただきたくお願いします。)  | ご理解のとおりです。   |
| 91  | 要求水準書(案) | 現場代理人          | 29  | 3章   | 3 | 3 | 2 | 3)  | 要求水準書（案）に関する質問回答No.124より、工事期間中の現場代理人の変更は不可能とありますが、約8年間という長期になることおよび工事期間中に主となる工種が切り替わることをふまえ現場代理人の途中変更をお認めいただきたくお願いします。なお、貴市のホームページ「現場代理人及び技術者等の適正な配置について」においては現場代理人の途中変更不可能という記載はありませんでした。<br>(参加資格に関する質問のため、12/28までにご回答いただきたくお願いします。) | 要求水準書（案）に関する質問回答No.123の前段に記載していた内容を変更し、今回の質問回答No.45の後段の内容を適用します。     |
| 92  | 要求水準書(案) | 現場代理人          | 29  | 3章   | 3 | 3 | 2 | 3)  | 現場代理人は建設等JVの代表企業に関係なく、各工種（土木・建築・機械・電気）のいずれかからの配置で良いという理解でよろしいでしょうか。要求水準書（案）に関する質問回答No.128では「募集要項等に示します」とありましたが、本件に関する記載がないと思いましたので質問させていただきます。<br>(参加資格に関する質問のため、12/28までにご回答いただきたくお願いします。)   | ご理解のとおりです。   |

| No. | 資料       | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |            |   |   | 質問   | 回答   |
|-----|----------|----------------|----|------|------------|---|---|--|--|
| 93  | 要求水準書(案) | 監理技術者          | 29 | 3章   | 3          | 3 | 2 | 監理技術者を専任する時期は建設工事開始のタイミング（設計期間中の監理技術者の専任は不要）であるという理解でよいでしょうか。<br>また、要求水準書（案）に関する質問回答No.119の通り、機械および電気工事の監理技術者は機器製作期間と現地工事期間に分割でき、専任の必要性があるのは現地工事期間のみと理解しておりますがよろしいでしょうか。<br>（参加資格に関する質問のため、12/28までにご回答いただきたく願います。）   | ご理解のとおりです。   |
| 94  | 要求水準書(案) | 監理技術者          | 29 | 3章   | 3          | 3 | 2 | 要求水準書（案）に関する質問回答No.119において、「本市の工事監理ルールに従い、監理技術者の途中交代を認めます。」とありますが、監理技術者の途中交代に関する貴市の工事監理ルールについて何を参照すればよいかわかりたく願います。<br>（参加資格に関する質問のため、12/28までにご回答いただきたく願います。）   | No. 45の回答をご参照ください。   |
| 95  | 基本契約書(案) | SPCへの代表企業の保証   | 3  | 第9条  |            |   |   | 「代表企業」とはSPCの代表企業（SPC設立時から株式保有割合が最大で、事業期間を通じて100分の50を超える企業）との理解で宜しいでしょうか。【応募前の検討に必要な為、参加資格に関する質問として扱って頂きたい。】  | ご理解のとおりです。   |
| 96  | 基本契約書(案) | SPCへの代表企業の保証   | 3  | 第9条  |            |   |   | 本条でいう「代表企業」は、募集要項第4の1.(3)の「代表企業」あるいは募集要項(別紙1)応募者の構成等に示される「代表企業」と別ではないでしょうか。募集要項では代表企業は「参加資格の申請及び手続き等を行う」者（いわゆる応募代表）とされ、必ずしもSPCへの出資は必要無いなど、SPCへの保証債務などは想定されていないと思われま。本条では、そうした企業を「代表企業」とは別の用語で定義すべきではないかと考えます。  | ご指摘を踏まえ、記載内容を修正します。基本契約書（案）の修正版は、参加資格以外の内容の質問回答の公表にあわせてお示しします。 |
| 97  | 基本契約書(案) | 代表企業の定義        | 7  | 別紙2  | 頭書、<br>押印者 |   |   | 本紙でいう「代表企業」は、募集要項第4の1.(3)の「代表企業」あるいは募集要項(別紙1)応募者の構成等に示される「代表企業」と別ではないでしょうか。募集要項では代表企業は「参加資格の申請及び手続き等を行う」者（いわゆる応募代表）とされ、必ずしもSPCへの出資は必要無いなど、本紙「代表企業」とは位置付けが異なると思われま。本紙では、そうした企業を「代表企業」とは別の用語で定義すべきではないかと考えます。  | No. 96の回答をご参照ください。   |
| 98  | 基本契約書(案) | 代表企業の定義        | 8  | 別紙3  | 頭書、<br>押印者 |   |   | 本紙でいう「代表企業」は、募集要項第4の1.(3)の「代表企業」あるいは募集要項(別紙1)応募者の構成等に示される「代表企業」と別ではないでしょうか。募集要項では代表企業は「参加資格の申請及び手続き等を行う」者（いわゆる応募代表）とされ、必ずしもSPCへの出資は必要無いなど、SPCへの保証債務は想定されていないと思われま。本紙では、そうした企業を「代表企業」とは別の用語で定義すべきではないかと考えます。  | No. 96の回答をご参照ください。   |
| 99  | 基本契約書(案) | SPCへの代表企業の保証   | 3  | 第9条  |            |   |   | 「代表企業」が応募者グループの代表企業であって、かつ、当該代表企業がSPCの代表企業とは異なる場合、当該代表企業は応募者グループ構成企業をとりまとめ基本協定・基本契約を貴市締結するのであって、維持管理業務委託契約の全般的かつ実質的な責任を伴うものではなく、また、当該代表企業が単独でSPCが負う契約上の債務の連帯保証責任を負わされることは合理的ではないと考えられることから、「代表企業」はSPCの代表企業であるとの理解で宜しいでしょうか。【応募前の検討に必要な為、参加資格に関する質問として扱って頂きたい。】 | No. 96の回答をご参照ください。   |

| No. | 資料       | 質問項目<br>(タイトル)         | 頁          | 対応箇所 |     |    |  | 質問  | 回答   |
|-----|----------|------------------------|------------|------|-----|----|--|---|--|
| 100 | 基本契約書(案) | S P Cへの代表<br>企業の保証     | 3          | 第9条  |     |    |  | 「代表企業」がSPCの代表企業である場合、当該企業の責任も株主として出資する程度の責任にとどまるのが一般的であり、単独でのSPCに対する連帯保証を行うのは本事業のスキームからすると過大な負担であると考えます。よって、条文を修正して頂けないでしょうか。【応募前の検討に必要な為、参加資格に関する質問として扱って頂きたい。】  | No. 96の回答をご参照ください。   |
| 101 | 様式集      | 守秘義務の遵守<br>に関する誓約書     | 様式4        | 第7条  | 1   |    |  | 「市から提供または開示を受けた各種資料は、・・・破棄することをお約束します。」とありますが、優先交渉権者に選定された場合は破棄しなくてよいという理解でよろしいでしょうか。   | 技術提案等の検討を目的として各種資料を提供しているため、優先交渉権者に選定された場合であっても破棄が前提です。ただし、市との協議により破棄しないことを認められた場合は、この限りではありません。 |
| 102 | 様式集      | 参加表明書                  | 様式6        |      |     |    |  | 応募者名を記載する箇所がありますが、応募者名は任意でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりですが、各応募者を区別するため必ず記載してください。  |
| 103 | 様式集      | 参加表明書・委<br>任状          | 様式6<br>様式7 |      |     |    |  | 参加表明書や委任状等に記載する「代表者氏名」は、会社の代表者（例：代表取締役社長）ではなく、競争入札等参加資格審査申請において代表者から入札等に関する権限を委任された代理人（例：中国営業部長）との理解でよろしいでしょうか。上記の理解が正しい場合、様式11に記載の「印鑑証明書」や「使用印鑑届」は、「競争入札参加資格審査申請時に提出している委任状」で代替できるという理解でよいでしょうか。一般的に印鑑証明書は会社の代表者のみが登録している企業が多いと思いますので配慮いただきたくお願いします。 | ご理解のとおりです。   |
| 104 | 様式集      | 委任状                    | 様式7        |      |     |    |  | 構成企業の記載について、「欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成してください。」とありますが、構成企業が複数社いる場合は、1社ごとに委任状を作成するのではなく、構成企業を記入する欄を追加するとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 105 | 様式集      | 応募者構成企<br>業・協力企業一<br>覧 | 様式8        |      |     |    |  | 「職・氏名」の欄は各社の代表者を記載すればよろしいのでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 106 | 様式集      | 応募者構成企<br>業・協力企業一<br>覧 | 様式8        |      |     |    |  | 様式8応募者構成企業・協力企業一覧については、各社の押印は不要という理解でよいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 107 | 様式集      | 応募者構成企<br>業・協力企業一<br>覧 | 様式8        |      |     |    |  | 様式8応募者構成企業・協力企業一覧に記載する「業者コード」とは、競争入札参加資格認定通知書に記載の「業者番号」を記載するという理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。市の競争入札参加資格名簿に登録されている業者番号を記載してください。   |
| 108 | 様式集      | 応募者構成企<br>業・協力企業一<br>覧 | 様式8        |      |     |    |  | 業者コードとは、周南市様から頂いている業者番号のことでしょうか。  | No. 107の回答をご参照ください。  |
| 109 | 様式集      | 応募者構成企<br>業・協力企業一<br>覧 | 様式8        |      |     |    |  | 様式8の「応募者構成企業・協力企業一覧」内の業者コードは、市から発行された「競争入札参加資格認定通知書」の「業者番号」でよろしいでしょうか。  | No. 107の回答をご参照ください。  |
| 110 | 様式集      | 応募者構成企<br>業・協力企業一<br>覧 | 様式8        |      |     |    |  | 業者コードは何を記載すれば宜しいでしょうか。ご教示下さい。   | No. 107の回答をご参照ください。  |
| 111 | 様式集      | TECRIS登録番号<br>の記載      | 様式10       | 1    | 1~3 | ※2 |  | 「TECRISの登録番号を記載してください。」とありますが、記載欄を追加しての記入でよろしいでしょうか。  | 様式10備考2のTECRISについての記載は削除しますので、TECRISの登録番号を記載する必要はありません。  |
| 112 | 様式集      | TECRIS登録番号<br>の記載      | 様式10       | 1    | 1~3 | ※2 |  | TECRIS登録番号が確認できる書類の添付は必要でしょうか。  | No. 111の回答をご参照ください。  |
| 113 | 様式集      | CORINS登録番号<br>の記載      | 様式10       | 2    | 1~2 |    |  | 備考2にCORINSの登録番号を記載するよう、ご指示がありますが、記載する箇所はどこでしょうか。  | 様式10備考2のCORINSについての記載は削除しますので、CORINSの登録番号を記載する必要はありません。  |

| No. | 資料  | 質問項目<br>(タイトル)   | 頁    | 対応箇所            |   |  |  | 質問  | 回答   |
|-----|-----|------------------|------|-----------------|---|--|--|---|--|
| 114 | 様式集 | 配置予定技術者の資格及び実績   | 様式10 | 2               | 3 |  |  | 建設企業—機械工事担当者の必要となる所有資格をご教示下さい。  | 募集要項第4-3(2)で必要な資格が定められていない場合、任意記載です。監理技術者又は主任技術者となり得る資格を記載してください。  |
| 115 | 様式集 | 配置予定技術者の資格及び実績   | 様式10 | 2               | 3 |  |  | 建設企業—機械工事担当者は監理技術者を工場製作期間と現場期間に分ける場合、両方の担当者の資格及び実績を提出する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。なお、それぞれの技術者がどの期間を担当するかを明示してください。   |
| 116 | 様式集 | 配置予定技術者の資格及び実績   | 様式10 |                 |   |  |  | 提出様式10（配置予定技術者の資格及び実績）とありますが、様式10には実績の欄がありませんが、資格のみで良いとの理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。  | ご理解のとおりです。   |
| 117 | 様式集 | 参加資格要件の確認に必要な書類等 | 様式11 | 共通の参加施策に要件に係る書類 |   |  |  | 共通の参加資格要件に係る書類のうち、印鑑証明書、法人登録簿本は原本の提出が必要でしょうか。もしくは、写しの提出でも良いのでしょうか。  | 印鑑証明書、法人登録簿本については、募集要項の公表以降に交付された原本を提出してください。  |
| 118 | 様式集 | 参加資格要件の確認に必要な書類等 | 様式11 | 共通の参加施策に要件に係る書類 |   |  |  | 法人登録簿本は現在事項ですか。又は履歴事項でしょうか。   | 現在事項全部証明書を提出してください。  |
| 119 | 様式集 | 参加資格要件の確認に必要な書類等 | 様式11 | 共通の参加施策に要件に係る書類 |   |  |  | 営業経歴書は弊社ホームページの印刷したものでよろしいでしょうか。（A4サイズ）   | No. 74の回答をご参照ください。   |
| 120 | 様式集 | 参加資格要件の確認に必要な書類等 | 様式11 | 共通の参加施策に要件に係る書類 |   |  |  | 使用印鑑届の様式は任意とありますが、指名参加申請時に周南市様にご提出しているような様式でよろしいでしょうか。それとも、国土交通省様等に提出している様式でもよろしいでしょうか。                                     | 使用印鑑届の様式は任意ですので、周南市又は国土交通省に提出している様式のいずれでも構いません。  |
| 121 | 様式集 | 参加資格要件の確認に必要な書類等 | 様式11 | 共通の参加施策に要件に係る書類 |   |  |  | 印鑑証明書と法人登録簿本は原紙でしょうか。それとも、写しでよろしいでしょうか。   | No. 117の回答をご参照ください。  |
| 122 | 様式集 | 参加資格要件の確認に必要な書類等 | 様式11 | 設計企業の資格要件に係る書類  |   |  |  | 設計企業の設計実績を証明する書類として、契約書の代わりにテクリスの登録内容確認書を用いてもよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。様式9の備考2「記載した業務の契約書の写し・当該業務内容を確認できる仕様書等の写し。」の代わりとして、TEGRIS（建設業務の実績はCORINS）の登録内容確認書を可とします。（様式9及び10を修正します。） |
| 123 | 様式集 | 参加資格要件の確認に必要な書類等 | 様式11 | 設計企業の資格要件に係る書類  |   |  |  | 設計企業の配置予定技術者の資格を証明する書類について、（契約書の写し等）とありますが、これは、技術士の場合、日本技術士会発行の技術士登録等証明書の写し、シビルコンサルティングマネージャの場合、登録証の写しと理解してよろしいでしょうか。       | ご理解のとおりです。   |
| 124 | 様式集 | 参加資格要件の確認に必要な書類等 | 様式11 | 設計企業の資格要件に係る書類  |   |  |  | 設計企業の配置予定技術者の雇用関係を証明する書類については、雇用保険被保険者通知書もしくは健康保険被保険者証の写しを提出すれば良いと理解してよろしいでしょうか。また、その場合、証明内容と直接関係の無い個人情報は黒塗りしていてもよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。   |
| 125 | 様式集 | 参加資格要件の確認に必要な書類等 | 様式11 | 建設企業の資格要件に係る書類  |   |  |  | 「建設企業の資格要件に係る書類」に専任技術者証明書の写しとありますが、許可の更新の場合は様式「別紙四」のみを提出する為「第八号」はありません。別紙四の提出でよろしいでしょうか。                                    | ご理解のとおりです。   |
| 126 | 様式集 | 参加資格要件の確認に必要な書類等 | 様式11 | 建設企業の資格要件に係る書類  |   |  |  | 建設業の特定建設業許可を証明する書類は、原本でしょうか。又は写しでしょうか。  | 写しの提出で構いません。   |

| No. | 資料  | 質問項目<br>(タイトル)           | 頁    | 対応箇所                   |  |  |  | 質問  | 回答              |
|-----|-----|--------------------------|------|------------------------|--|--|--|---|-----------------|
| 127 | 様式集 | 参加資格要件の<br>確認に必要な書<br>類等 | 様式11 | 建設企業の資<br>格要件に係る<br>書類 |  |  |  | 建設業の特定建設業許可を証明する書類において、建設企業の専任技術者を証明する書類（建設業許可申請第八号（1）又は（2）（第三条関係）「専任技術者証明書」の写し）とありますが、建設業許可申請第八号（1）の書類には、専任技術者の住所の記載があります。個人情報保護法の観点から、提出時には住所を黒塗りとさせて頂いてよろしいでしょうか。それとも、黒塗りせず、提出でしょうか。 | 黒塗りのうえ提出してください。 |
| 128 | その他 |                          |      |                        |  |  |  | 委任状、印鑑証明書、使用印鑑届については、入札参加資格登録時の名義、印鑑を使用するものとの認識で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。      |